議案第50号

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第6条第5項中「前項」を「前項(第2号に該当する場合に限る。)」に改める。

第37条第4号中「場合」を「場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育の提供が終了する際の連携施設の確保に関する基準を緩和するため、及び居宅訪問型保育事業者が保育を提供することができる場合の規定について見直しを行うため、本案を提出する。